

かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 共同住宅

2以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある構造の住宅をいい、事務所や店舗などとの併用住宅を含む。

(2) 管理組合

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する管理組合又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されているものをいう。

(3) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次のとおりとし、その範囲及び補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表12に定める。

- (1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
- (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金
- (3) 神奈川県蓄電システム導入費補助金
- (4) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金
- (5) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金
- (6) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金
- (7) 神奈川県水素ステーション整備費補助金
- (8) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金
- (9) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金
- (10) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金
- (11) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金
- (12) 神奈川県地域電力供給システム整備事業費補助金

2 補助事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1から別表12に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

(1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額。ただし、第3条第1項第6号及び第7号の補助事業は除く。

(2) 消費税及び地方消費税相当額

（補助額の算出方法等）

第5条 補助額は、別表1から別表12に定める方法で算出するものとする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請時の提出書類等）

第6条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、別表1から別表12に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表12に定める様式により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

（補助事業の実施）

第9条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、別表1から別表12に定めるとおりとする。

2 補助事業は補助事業を実施した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、別表1から別表12に定める期日とする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象設備の仕様等（第3条第1項第6号の補助事業にあっては付属品）を変更する場合で、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請)

第11条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表12に定める様式を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表12に定める様式により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表12に定める様式を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、別表1から別表12に定める様式により通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、別表1から別表12に定める様式により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第15条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づ

く知事の指示若しくは命令に違反したとき。

- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- (5) 第3条第1項第2号の補助事業については、第6条に基づく申請を建築主が行った場合で、第15条に基づく実績報告時まで管理組合が設立されなかった場合

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、別表1から別表12に掲げる書類により、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第16条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表12に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表1から別表12に定めるとおりとする。

- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするとき又は補助事業をリース若しくは割賦により実施する場合において、事業者が処分制限期間、リース又は割賦契約の期間内に補助対象財産を使用者から引き上げようとするときは（以下取得した財産の処分及び補助対象財産の引き上げを「処分等」という。）、

あらかじめ別表1から別表12に定める様式により処分等の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表12に定める様式により通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人又は管理組合である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人又は管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
- (3) 第3条第1項第6号の補助事業にあつては、補助対象の燃料電池自動車等の使用者の住所を変更したとき。

(暴力団の排除)

第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 法人又は管理組合にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- 2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を知事本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、第13条を準用する。

(アンケート調査等への協力)

第21条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等並びに別表1、別表5及び別表11に定める県への協力事項に協力するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

2 前項の施行日以降、以下の要綱は廃止するものとする。

(1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱

(2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金交付要綱

(3) 神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱

(4) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金交付要綱

(5) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金交付要綱

(6) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付要綱

(7) 神奈川県水素ステーション整備費補助金交付要綱

(8) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金交付要綱

(9) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱

(10) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金交付要綱

(11) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱

(12) 地域電力供給システム整備事業費補助金交付要綱

別表9 第3条第9号に規定する補助金（神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金）

<p>1 定義</p>	<p>別表9において、次に掲げる用語の定義は、要領で定めるもののほか、以下に定めるところによる。</p> <p>(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下別表9において「Z E H」という。）</p> <p>外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。</p> <p>(2) Z E H+</p> <p>Z E Hより更に省エネ化を実現し、太陽光発電等の自家消費拡大を目指した住宅をいう。</p> <p>(3) Z E H Oriented</p> <p>Z E Hのうち、都市部狭小地に建設される住宅をいう。</p> <p>(4) 国Z E H補助金</p> <p>国がZ E H普及促進を目的に実施する補助金をいう。</p>								
<p>2 第3条の補助事業の範囲</p>	<p>次の各号に掲げる要件に適合するものとする。ただし、神奈川県蓄電システム導入費補助金又は神奈川県E V活用自家消費システム導入費補助金の交付を受けた若しくは今後交付を受ける予定のある事業は除く。</p> <p>(1) 補助の対象とする住宅は、次のいずれかに該当する県内の住宅（以下別表9において「補助対象住宅」という。）とし、事業完了後は、補助事業者が常時居住するものとする。いずれも本事業と同一年度内に実施されて補助を受けるものに限る。</p> <p>ア 国Z E H補助金を受ける住宅</p> <p>イ ア以外の住宅</p> <p>(2) 前号で規定する住宅を導入する事業であって、次のいずれかの事業（以下別表9において「第9号補助事業」という。）を補助対象とする。</p> <p>ア 補助対象住宅を新築する事業</p> <p>イ 補助対象住宅である新築建売住宅を購入する事業</p> <p>ウ 既存住宅をZ E Hに改修する事業</p> <p>(3) 補助対象設備等は、全て未使用品とし、次に掲げる設備（以下別表9において「補助対象設備等」という。）を設置すること。ただし、既存住宅をZ E Hに改修する事業で、次に掲げる設備のうち、太陽光発電システムを既に設置しているものについては、この限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="470 1948 1348 2083"> <thead> <tr> <th>Z E Hの種類</th> <th>設備等の種類</th> <th>設置要件</th> <th>設備等の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Z E H及び</td> <td>HEM</td> <td>必ず設置。</td> <td>国がZ E H普及促進を目的</td> </tr> </tbody> </table>	Z E Hの種類	設備等の種類	設置要件	設備等の要件	Z E H及び	HEM	必ず設置。	国がZ E H普及促進を目的
Z E Hの種類	設備等の種類	設置要件	設備等の要件						
Z E H及び	HEM	必ず設置。	国がZ E H普及促進を目的						

	Z E H Oriented	S機器	ただし、Z E H Orientedは、太陽光発電システムを必須としない。	に実施する補助金に定める要件を満たすエネルギー計測装置
		高断熱外皮		以下の要件を満たす外皮 1 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率 (U A) が0.6W/m ² K以下であること。 2 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の冷房期の平均日射熱取得率 (η A) が平成28年基準等の規定する基準値以下であること。
		太陽光発電システム		以下のいずれかを満たす設備 1 発生した電力を補助対象住宅において消費すること。 2 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定を受けられるもの。(全量買取方式は不可)
	Z E H+ の追加要件	更なる高断熱外皮	Z E H+は、Z E Hの必須要件のほか、更に左記のいずれか2つ以上を設置	外皮平均熱貫流率 (U A) が0.5W/m ² K以下であること。
		高度エネルギーマネージメント		HEMSにより、太陽光発電システム等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
		電気自動車用の充電設備		太陽光発電システム等により発電した電力を電気自動車に充電又は充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とすること。

<p>3 第3条の補助事業者</p>	<p>(1) 補助事業者は、第9号補助事業を実施する者であって個人又は法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）とする。ただし、補助事業者が複数の者の場合（次号に定める共同申請の場合を除く。）は、補助事業者のうち、いずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとする。</p> <p>(2) 補助対象設備等のうちにリース又は割賦により設置するものがある場合は、リース事業者又は割賦事業者と共同申請を行うこととし、第9号補助事業を行う結果Z E Hを取得し所有することとなる者を「代表補助事業者」、代表補助事業者以外の補助事業者を「共同補助事業者」というものとする。</p> <p>(3) 前号による共同申請を行う場合、共同補助事業者は、代表補助事業者と共同補助事業者との間に締結するリース契約又は割賦契約（以下別表9において「リース契約等」という。）により設置する補助対象設備等に係る補助金相当分をリース契約等のリース料又は割賦料から減額しなければならない。</p> <p>(4) 第2号による共同申請を行う場合、代表補助事業者（代表補助事業者が複数の者の場合は、代表補助事業者のうち、いずれか一者）及び共同補助事業者が、それぞれが所有する補助対象設備等に係る「4 第4条の補助対象経費」に定める補助対象設備等の種類ごとの補助額の補助金の交付を受けるものとする。</p>																	
<p>4 第4条の補助対象経費</p>	<p>(1) 第9号補助事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、リース又は割賦により設置する補助対象設備等に係る補助対象経費は、リース契約等に係るリース料総額又は割賦料総額（補助金相当分を減額する前の総額）のうち、次に掲げる経費に相当する額とする。</p> <table border="1" data-bbox="470 1350 1348 2094"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 1350 625 1444">Z E H の種類</th> <th data-bbox="625 1350 826 1444">設備等の種類</th> <th data-bbox="826 1350 1348 1444">補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 1444 625 1771" rowspan="3">Z E H 及び Z E H Oriented</td> <td data-bbox="625 1444 826 1491">H E M S機器</td> <td data-bbox="826 1444 1348 1491">設備の購入及び工事に要する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 1491 826 1677">高断熱外皮</td> <td data-bbox="826 1491 1348 1677">建築材料の購入及び工事に要する経費。 ただし、新築の場合については、一律15万円とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 1677 826 1771">太陽光発電システム</td> <td data-bbox="826 1677 1348 1771">設備の購入及び工事に要する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1771 625 2094" rowspan="3">Z E H+</td> <td data-bbox="625 1771 826 1865">更なる高断熱外皮</td> <td data-bbox="826 1771 1348 1865">建築材料の購入及び工事に要する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 1865 826 2002">高度エネルギーマネージメント</td> <td data-bbox="826 1865 1348 2002">設備の購入及び工事に要する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 2002 826 2094">電気自動車用の充電設備</td> <td data-bbox="826 2002 1348 2094">設備の購入及び工事に要する経費</td> </tr> </tbody> </table>	Z E H の種類	設備等の種類	補助対象経費	Z E H 及び Z E H Oriented	H E M S機器	設備の購入及び工事に要する経費	高断熱外皮	建築材料の購入及び工事に要する経費。 ただし、新築の場合については、一律15万円とする。	太陽光発電システム	設備の購入及び工事に要する経費	Z E H+	更なる高断熱外皮	建築材料の購入及び工事に要する経費	高度エネルギーマネージメント	設備の購入及び工事に要する経費	電気自動車用の充電設備	設備の購入及び工事に要する経費
Z E H の種類	設備等の種類	補助対象経費																
Z E H 及び Z E H Oriented	H E M S機器	設備の購入及び工事に要する経費																
	高断熱外皮	建築材料の購入及び工事に要する経費。 ただし、新築の場合については、一律15万円とする。																
	太陽光発電システム	設備の購入及び工事に要する経費																
Z E H+	更なる高断熱外皮	建築材料の購入及び工事に要する経費																
	高度エネルギーマネージメント	設備の購入及び工事に要する経費																
	電気自動車用の充電設備	設備の購入及び工事に要する経費																

	(2) 第4条第2項に掲げる金額に加え、「2 第3条の補助事業の範囲」第3号のただし書きに該当するものに係る経費は補助対象経費としない。															
5 第5条の補助額の算出方法	(1) 補助対象設備等の種類ごとに算出した額に3分の1を乗じた額又は次に定める額のうち、いずれか低い額を上限とする。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Z E Hの種類</th> <th>設備等の種類</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">Z E H 及び Z E H Oriented</td> <td>H E M S 機器</td> <td>上限5万円</td> </tr> <tr> <td>高断熱外皮</td> <td>上限5万円</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電システム</td> <td>上限5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">Z E H +</td> <td>更なる高断熱外皮</td> <td rowspan="3">上記の補助額に加え、左記に示す設備等で、国が定める基準を満たすものを2つ以上設置する場合は、一律5万円を追加する。</td> </tr> <tr> <td>高度エネルギーマネージメント</td> </tr> <tr> <td>電気自動車用の充電設備</td> </tr> </tbody> </table>	Z E Hの種類	設備等の種類	補助額	Z E H 及び Z E H Oriented	H E M S 機器	上限5万円	高断熱外皮	上限5万円	太陽光発電システム	上限5万円	Z E H +	更なる高断熱外皮	上記の補助額に加え、左記に示す設備等で、国が定める基準を満たすものを2つ以上設置する場合は、一律5万円を追加する。	高度エネルギーマネージメント	電気自動車用の充電設備
	Z E Hの種類	設備等の種類	補助額													
	Z E H 及び Z E H Oriented	H E M S 機器	上限5万円													
高断熱外皮		上限5万円														
太陽光発電システム		上限5万円														
Z E H +	更なる高断熱外皮	上記の補助額に加え、左記に示す設備等で、国が定める基準を満たすものを2つ以上設置する場合は、一律5万円を追加する。														
	高度エネルギーマネージメント															
	電気自動車用の充電設備															
(2) 前号で算出した補助対象設備等の種類ごとの補助額の合計は、次の金額を超えないものとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>Z E Hの種類</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Z E H</td> <td>上限15万円</td> </tr> <tr> <td>Z E H Oriented</td> <td>上限10万円</td> </tr> <tr> <td>Z E H +</td> <td>上限20万円</td> </tr> </tbody> </table>	Z E Hの種類	補助額	Z E H	上限15万円	Z E H Oriented	上限10万円	Z E H +	上限20万円								
Z E Hの種類	補助額															
Z E H	上限15万円															
Z E H Oriented	上限10万円															
Z E H +	上限20万円															
6 第6条の交付申請に係る提出書類	(3) 施工事業者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下別表9において「中小企業者」という。）の場合には、前号の補助額に、次の金額を加算するものとする。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Z E Hの種類</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Z E H</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>Z E H Oriented</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>Z E H +</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>	Z E Hの種類	加算額	Z E H	10万円	Z E H Oriented	5万円	Z E H +	5万円							
	Z E Hの種類	加算額														
	Z E H	10万円														
Z E H Oriented	5万円															
Z E H +	5万円															
(1) 国Z E H補助金を受ける住宅																
<p>ア 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>イ 仕様書（第1号様式別紙1。第9号補助事業の概要）</p> <p>ウ 補助対象経費の積算に関する根拠となるもの（第9号補助事業に係る見積書（写し）。補助対象設備の項目が明記されていること。）</p> <p>エ 補助事業者が法人の場合、第1号様式別紙2</p> <p>オ 住民票等（補助対象者の実在を示すもの。個人の場合は住民票、法人の場合は定款（写し）及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）。）</p> <p>カ 補助事業者が、所有権を有していない住宅において第9号補助事業を実施する場合は、当該住宅等の所有者の同意書（第1号様式）</p>																

式別紙3)

キ 補助事業者が複数の者の場合は、補助事業者を代表して申請手続きを行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続きに係る委任状(第1号様式別紙4)

ク 仕様等確認書(第1号様式別紙5)

ケ 国ZEHの証明書(国ZEH補助金の交付決定通知書(写し)。申請時に提出できない場合は、実績報告時に提出すること。)

コ 国ZEHの申請書類(国ZEHの交付申請書及び添付書類(写し)で以下に相当するものを提出すること。)

(ア) 交付申請書

(イ) 実施計画書

(ウ) 建築図面

(エ) 狭小住宅の申請の場合は、添付した書類一式

なお、提出書類内容チェックリスト等は提出不要。

サ 施工事業者が中小企業者の場合は、中小企業者であることが確認できる書類(写し)

シ その他知事が必要と認める書類

(2) 国ZEH補助金を受けない住宅

ア 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付申請書(第1号様式)

イ 仕様書(第1号様式別紙1、第9号補助事業の概要)

ウ 補助対象経費の積算に関する根拠となるもの(第9号補助事業に係る見積書(写し)。補助対象設備の項目が明記されていること。)

エ 補助事業者が法人の場合、第1号様式別紙2

オ 住民票等(補助対象者の実在を示すもの。個人の場合は住民票、法人の場合は定款(写し)及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)。)

カ 補助事業者が、所有権を有していない住宅において第9号補助事業を実施する場合は、当該住宅等の所有者の同意書(第1号様式別紙3)

キ 補助事業者が複数の者の場合は、補助事業者を代表して申請手続きを行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続きに係る委任状(第1号様式別紙4)

ク 仕様等確認書(第1号様式別紙5)

ケ 別紙_仕様の明細書(仕様の明細を示すもの)

コ 建築図面(補助対象設備等を設置する住宅の建築図面(配置図、求積図、平面図、立面図等))

サ 施工事業者が中小企業者の場合は、中小企業者であることが確認できる書類(写し)

シ その他知事が必要と認める書類

7 第7条の交付の決定等に係る様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
8 第9条第1項の補助事業の着手	(1) 新築建売の引渡しを受け取得する場合にあつては当該住宅の引渡しとし、その他の場合にあつては、第9号補助事業に係る工事の着手とする。 (2) 前号の第9号補助事業に係る工事とは、「4 第4条の補助対象経費」第1号に定める補助対象設備等に係る工事で一番早い工事の着手をいう。 (3) 前号にかかる工事のうち、高断熱外皮に係る工事には、住宅の建築に係る基礎工事は含まない。
9 第9条第2項の補助事業完了の日	新築建売のZEHの引渡しを受け取得する場合にあつては、次の第1号及び第2号が完了した日とし、その他の場合にあつては、次の第1号から第3号が全て完了した日とする。 (1) 補助対象設備等が設置された住宅の引渡し (2) 補助対象設備等（第4条のただし書きに該当するものを除く。） 又は補助対象設備等が設置された住宅の代金の支払い完了 (3) 補助対象設備等の設置工事の完了
10 第11条第1項の変更の申請に係る様式	神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金変更承認申請書（第4号様式）
11 第11条第2項の変更の承認等に係る様式	変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴わないときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴うときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、変更が適当であると認めなかったときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金変更不承認通知書（第7号様式）により通知する。
12 第11条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金中止・廃止承認申請書（第8号様式）
13 第11条第4項の中止又は廃止の承認等に係る様式	中止又は廃止が適当であると認めたときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第9号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第10号様式）により通知する。
14 第12条の状況報告に係る様式	神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金実施状況報告書（第11号様式）

<p>15 第15条の実績報告に係る書類</p>	<p>(1) 国ZEH補助金を受ける住宅</p> <p>ア 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金実績報告書（第12号様式）</p> <p>イ 事業結果報告書（第12号様式別紙1）</p> <p>ウ 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。）</p> <p>エ 第9号補助事業に係る支出を証する書類（写し）（第12号様式別紙2）</p> <p>オ 補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金仕様変更報告書（第12号様式別紙3）及び変更に係る書類</p> <p>カ 交付申請時と住所が変更した場合は、住民票等（原本で3か月以内のもの）</p> <p>キ 完成写真（補助対象設備等（高断熱外皮、HEMS、太陽光発電システム、他にZEH+で電気自動車の充電設備の要件を選択した場合は、充電設備等の国に提出した写真））</p> <p>ク 国ZEH実績報告書の添付書類で以下に示す書類と同等の書類</p> <p>（ア）高断熱外皮の出荷証明書（写し）（補助対象設備等の証明（高断熱外皮（断熱部材、開口部）の出荷証明書））</p> <p>（イ）太陽光発電システムの保証書（写し）（太陽光発電システムのメーカー保証書又はそれに代わるもの）</p> <p>（ウ）エネルギー計測装置の保証書（写し）（HEMSの証明又はそれに代わるもの）（ZEH+で高度エネルギーマネージメントの要件を選択した場合は、保証書に加えて国に提出した書類）</p> <p>（エ）検査済証（写し）（建物の完成検査）</p> <p>（オ）省エネ性能表示（写し）（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下別表9において「建築物省エネ法」という。）第7条に基づく表示（BELSで第三者認証を受けているものに限る。）によるもので、ZEHであることを示すもの）</p> <p>（カ）建設住宅性能評価書（写し）（U_A値の記載があるものに限る。提出は任意。提出した場合は、「キ 完成写真」の高断熱外皮部分及び「ク（ア）高断熱外皮の出荷証明書」を省略できる。）</p> <p>（キ）太陽光発電設備の認定通知書（写し）（太陽光発電システム設備の証明又はそれに代わるもの）</p> <p>（ク）引渡証明書（引渡を証する書類（様式任意））</p> <p>（ケ）交付申請時に国ZEHの交付決定通知書（写し）を提出できなかった場合は、当該通知書</p> <p>ケ その他知事が必要と認める書類</p>
--------------------------	--

	<p>(2) 国ZEH補助金を受けない住宅</p> <p>ア 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金実績報告書（第12号様式）</p> <p>イ 事業結果報告書（第12号様式別紙1）</p> <p>ウ 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。）</p> <p>エ 第9号補助事業に係る支出を証する書類（写し）（第12号様式別紙2）</p> <p>オ 補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金仕様変更報告書（第12号様式別紙3）及び変更に係る書類</p> <p>カ 交付申請時と住所が変更した場合は、住民票等（原本で3か月以内のもの）</p> <p>キ 完成写真（補助対象設備等（高断熱外皮、HEMS、太陽光発電システム、他にZEH+で電気自動車の充電設備の要件を選択した場合は、充電設備等の写真））</p> <p>ク 高断熱外皮の出荷証明書（写し）（補助対象設備等の証明（高断熱外皮（断熱部材、開口部）の出荷証明書））</p> <p>ケ 太陽光発電システムの保証書（写し）（太陽光発電システムのメーカー保証書又はそれに代わるもの）</p> <p>コ エネルギー計測装置の保証書（写し）（HEMSの証明又はそれに代わるもの）（ZEH+で高度エネルギーマネジメントの要件を選択した場合は、保証書に加えて要件を満たしていることが確認できる書類）</p> <p>サ 検査済証（写し）（建物の完成検査）</p> <p>シ 省エネ性能表示（写し）（建築物省エネ法第7条に基づく表示（BELSで第三者認証を受けているものに限る。）によるもので、ZEHであることを示すもの）</p> <p>ス 建設住宅性能評価書（写し）（U_A値の記載があるものに限る。提出は任意。提出した場合は、「キ 完成写真」の高断熱外皮部分及び「ク 高断熱外皮の出荷証明書」を省略できる。）</p> <p>セ 太陽光発電設備の認定通知書（写し）（太陽光発電システム設備の証明又はそれに代わるもの）</p> <p>ソ 引渡証明書（引渡を証する書類（様式任意））</p> <p>タ その他知事が必要と認める書類</p>	
16 第16条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付額確定通知書（第13号様式）	
17 第17条第1項の知事が定める財産の種類	財産の種類	期間
	HEMS機器	5年
	太陽光発電システム	10年

類及び期間	上記以外の財産	6年
18 第17条第2項の財産処分等に係る様式	神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金財産処分等承認申請書（第14号様式）	
19 第17条第3項の財産処分等の承認等に係る様式	処分等が適当であると認めたときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金財産処分等承認通知書（第15号様式）により、処分等が適当であると認めなかったときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金財産処分等不承認通知書（第16号様式）により通知する。	

別表9 第1号様式 (第6条関係)

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒
 住 所
 フリガナ
 氏 名 印
 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

(個人にあつては下記の生年月日・性別等を記載)

生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
電 話 番 号		電 子 メール ア ド レ ス	

※ リース又は割賦により設置する補助対象設備等がある場合は、本紙中に当該リース事業者又は割賦事業者(共同申請者)についても上記内容を記載・印押する欄を設け、連名(代表申請者、共同申請者)で申請してください。

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式又は第1号様式別紙2に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。また、県が行う定期報告アンケートに協力します。

1 申請する住宅の建設予定地

2 交付申請額

--	--	--	--	--	--

円 (千円未満切捨て)

3 事業期間/住宅の取得等の別

事業着手予定日※1 : 事業完了予定日※2 :
 (住宅の引渡日 :)
 住宅の取得等の別 建売 新築 (建売を除く) 既存改修

※1 当該住宅の引渡し又は補助事業に係る工事の着手日
 ※2 住宅の引渡し、住宅の代金の支払い、工事の完了が全て終了する日を記載してください。

4 日中に確実に連絡ができる補助対象設備等の販売・設置・施工予定事業者の連絡先

事業者名		部署名	
担当者名		TEL/FAX	/

5 誓約事項

- 次の事項について相違ないことを誓約します。
- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
 - (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
 - (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て
 - (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
 - (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること(債務超過の状況にないこと。)
 - (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
 - (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
 - (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

仕様書

1 住宅の概要

交付申請者			建設予定地の地番		
該当するものに■をつける					
地域区分	<input type="checkbox"/> 5地域(清川村、秦野市、相模原市(旧相模原市を除く。)、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市)				<input type="checkbox"/> 6地域(左記以外の地域)
工法	<input type="checkbox"/> 木造(軸組構法)		<input type="checkbox"/> 木造(桝組壁工法)		<input type="checkbox"/> S造
					<input type="checkbox"/> RC造
床面積	階数	1F	2F	3F	合計(m ²)
(建築確認申請の面積を記入)	床面積(m ²)				

2 高断熱外皮

外皮平均熱貫流率(U _A) (小数点第二位まで、第三位以下切上げ)		冷房期の平均日射熱取得率(η _A) (小数点第一位まで、第二位以下切上げ)	
--	--	--	--

3 補助事業の効果

再生可能エネルギーを 除いた 、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点第一位まで、二位以下切捨て)	
再生可能エネルギーを 加えた 、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点第一位まで、二位以下切捨て)	

4 国及び県の他の補助金への申請状況

該当するものに■をつける。その他の場合は、その補助金等の名称を必ず記載すること。

<input type="checkbox"/> ZEH化等による住宅における低炭素化促進事業のうちZEH支援事業(環境省) <input type="checkbox"/> サステナブル建築物等先導事業(国土交通省) <input type="checkbox"/> 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業のうちZEH+実証事業(経産省) <input type="checkbox"/> その他()

5 設備等の導入方法

該当するものに■をつける

	未使用品の購入	既設	未使用品のリース	未使用品の割賦
HEMS機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
高断熱外皮	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
太陽光発電システム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
更なる高断熱外皮	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
高度エネルギーマネジメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
EV用の充放電設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

6 補助事業に係る経費の明細書

ZEHを構成する設備	補助の対象となる経費(税抜) ①	補助対象経費に1/3を乗じた額(千円未満切捨て) ①×1/3=②	補助金交付要綱に基づく補助上限額 ③	補助金交付申請額 ②と③のいずれか小さい方の額 ④
HEMS機器		0	50,000	0
太陽光発電システム		0	50,000	0
高断熱外皮	150,000	50,000	50,000	50,000
ZEH+の追加補助額 ※2			50,000	※2
施工事業者が中小企業者の追加補助額 ※3			100,000(50,000)	※3
合計				50,000

※2 該当する場合は、一律50,000円を入力する。

※3 該当する場合は、ZEHは100,000円、その他の場合は50,000円を入力する。

申請額 ※1 **50,000**

※1 交付申請書に記入する金額

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載した全ての者は、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称)

(代表者の職・氏名)

印

同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

同意者 住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

所有している次の住宅等において、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき、次の補助金申請者が補助対象設備を設置することに同意します。

補助金申請者の氏名	
新たに補助対象設備を設置する住宅等の所在地	

別表9 第1号様式別紙4

補助事業者を代表する者への申請手続きに係る委任状

年 月 日

委任者	住所 (法人等の場合は所在地)			
	フリガナ			
	氏名 法人等の場合は名称 及び代表者の職・氏名			印
	生年月日 (個人にあつては記載)	T・S・H	年 月	日生
	性別 (個人にあつては記載)	男 ・ 女		

私は、下記の代表者を代理人と定め、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受ける者としての権限を委任します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

受任者	住所 (法人等の場合は所在地)			
	氏名 法人等の場合は名称 及び代表者の職・氏名			

仕様等確認書

(申請する住宅の仕様について)

確認欄

① 外皮平均熱還流率(UA)が0.6w/m ² k以下であることを確認している。	<input type="checkbox"/>
② 冷房期の平均日射熱取得率(ηA)が平成28年基準等の規定する基準値以下であることを確認している。	<input type="checkbox"/>
③ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されることを確認している。	<input type="checkbox"/>
④ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーによる一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されることを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑤ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーによる一次エネルギー消費量を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されることを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑥ 申請内容の住宅の仕様に間違いがないことを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑦ 導入するHEMS機器は、国(経済産業省等)がZEH普及促進を目的に実施する補助金に定める要件を満たすエネルギー計測装置であることを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧ ZEH+に係る追加要件について、国が定める要件を満たしていることを確認している。	<input type="checkbox"/>
⑨ ZEH Orientedに係る要件に係る要件について、国が定める要件を満たしていることを確認している。	<input type="checkbox"/>

※ チェック欄のうち、必要な項目がチェックされていない場合は、不受理とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

(氏名[※])の申請書類の全ての記載内容について、
 以上の内容に相違ありません。

※ 申請者の氏名を記載すること。

提出年月日 年 月 日

証明者名 (会社名称
 代表者職・氏名) 印

仕様の明細書

1 一次エネルギー消費量の計算において準拠した基準

- (ア)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号による改正後のもの(以下「告示」という。))
【平成28年基準】
- (イ)告示附則第2項の規定により、平成29年3月31日までの間なお従前の例によることができるとされた、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準
【平成25年基準】
- (ウ)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく、建築物エネルギー消費性能基準(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)
【建築物エネルギー消費性能基準】

2 住宅の高断熱外皮 (カタログ等の写しを添付すること。)

導入する主な断熱材の仕様情報を記載
(面積の大きいものから順に2種類まで記載すること。)

熱的境界部位	断熱材の仕様	
	断熱材の仕様(製品名)	厚さ(mm)
屋根		
天井		
外壁 一般部		
床断熱仕様		

3 主な窓リスト (主要な窓を5つ程度記載すること)

窓方位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	寸法(m)		熱貫流率 (W/m^2K)
				幅	高さ	

4 補助対象設備の仕様 (カタログ等の写し添付すること。)

- ① 太陽光発電システム (こちらに記載した情報は、実績報告書の報告時に添付する保証書の型番と一致させること。)

メーカー名	型番	公称最大出力の合計(kW)

- ②エネルギー計測装置 (HEMS機器) (こちらに記載した情報は、実績報告書の報告時に添付する保証書の型番と一致させること。)

メーカー名	型番

(注) 計測データの収集・蓄積・出力等を管理している機器の型番を記載すること。

(注) エネルギー計測機能とHEMS機能が一体化している製品の場合は、一体化された型番を記載すること。

(注) 高度エネルギーマネージメントを選択した場合は、型番の後にAIF認証の有無を記載すること。

別表9 第2号様式(第7条関係)

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。また、補助事業を実施した年度の3月末日までに事業を完了しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助対象設備の仕様等を変更する場合で、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。
ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(6) この補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(7) その他規則及びかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 この補助金に係る状況報告は、補助事業を実施した年度の3月末日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。また、同期日までに3の実績報告を行った場合は、行う必要はありません。

5 補助事業により設置した設備等については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、若しくは廃棄する場合（以下「処分」という。）又は補助事業をリース若しくは割賦により実施する場合において、事業者が処分制限期間、リース又は割賦契約の期間内に使用者から引き上げようとするときは（以下処分及び使用者からの引き上げを「処分等」という。）、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分等した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

財産の種類	期間
HEMS機器	5年
太陽光発電システム	10年
その他の補助対象設備等	6年

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

7 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

別表9 第3号様式（第7条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金の交付については、次の理由により交付しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

（交付しない理由）

別表9 第4号様式（第11条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

※ リース又は割賦により設置する補助対象設備等がある場合は、本紙中に当該リース事業者又は割賦事業者（共同申請者）についても上記内容を記載・押印する欄を設け、連名（代表申請者、共同申請者）で申請してください。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金に係る事業を次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

	変更前	変更後								
交付申請額	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> , 0 0 0 円 交付決定額を記載してください。					<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> , 0 0 0 円 (千円未満切捨て)				

2 変更の理由

別表9 第5号様式（第11条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金に係る事業については、承認することとしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

別表9 第6号様式（第11条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額	円
既 決 定 額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

別表9 第7号様式（第11条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

（承認しない理由）

別表9 第8号様式(第11条関係)

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

※ リース又は割賦により設置する補助対象設備等がある場合は、本紙中に当該リース事業者又は割賦事業者(共同申請者)についても上記内容を記載・押印する欄を設け、連名(代表申請者、共同申請者)で申請してください。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

別表9 第9号様式(第11条関係)

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金
中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

別表9 第10号様式（第11条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金
中止・廃止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

（承認しない理由）

別表 9 第11号様式 (第12条関係)

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印

〔法人等の場合は名称及
び代表者の職・氏名〕

※ リース又は割賦により設置した補助対象設備等がある場合は、本紙中に当該リース事業者又は割賦事業者（共同申請者）についても上記内容を記載・押印する欄を設け、連名（代表申請者、共同申請者）で報告してください。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費の執行状況

別表9 第12号様式（第15条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

※ リース又は割賦により設置した補助対象設備等がある場合は、本紙中に当該リース事業者又は割賦事業者（共同申請者）についても上記内容を記載・押印する欄を設け、連名（代表申請者、共同申請者）で報告してください。

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

（補助金振込先）※ 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	普通・当座
口座番号	

注1 「（補助金振込先）」は、本人名義の口座に限ります。

注2 補助事業者が複数の場合（共同申請の場合を除く。）は、代表者1名の口座を指定してください。

注3 通帳等の写しを添付してください。

※リース事業者又は割賦事業者との共同申請の場合は、リース事業者又は割賦事業者の補助金振込先も併せて記載してください（リース事業者等が複数の場合は欄を追加してください。）。

事業結果報告書

補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者氏名)		
補助対象設備等を 設置した住宅につ いて(該当する□に 「✓」を記載)	建設地 (地番を記載)	
	取得等の別	<input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存住宅の改修 (住宅の引渡し日 年 月 日)
事業着手日※1		年 月 日
事業完了日※2		年 月 日
交付申請時からの金額変更の有無		<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (金額の詳細は別紙に記載すること。)
交付申請時からの住所変更の有無		<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (申請時と変更の場合は、住民票を提出すること。)
設置した設備等の変更の有無 (該当する□に「✓」を記載)		<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (申請時と変更の場合は、変更内容を提出すること。)
設置した補助対象設備等の所有権は 全て申請者に移転済みである		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
工事期間における設計変更		<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり(補助金額が変わる場合のみ) (変更の内容)
国及び県の他の補助金の申請状況に ついての申請時からの変更		<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり

※1 次の事項のうち、該当する日を記載してください。

- (1) 補助対象設備等が設置された新築建売住宅を取得する場合は、当該住宅の引渡し
- (2) (1)以外の場合は、補助事業に係る工事の着手

※2 次の事項のうち、該当する日を記載してください。補助対象設備等が設置された新築建売住宅を取得する場合にあっては、(1)及び(2)が完了した日とし、その他の場合にあっては、(1)、(2)及び(3)の全て完了した日とします。

- (1) 補助対象設備等が設置された住宅の引渡し
- (2) 補助対象設備等又は補助対象設備等が設置された住宅の代金の支払い完了
- (3) 補助対象設備等の設置工事の完了

上記の設計変更を除き、工事が実行されたことを証明します。

証明者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

(代表者の職・氏名)

別紙（第15条関係）

変更後の補助事業にかかわる経費の内訳

(単位:円)

内訳

ZEHを構成する設備	交付決定額	変更額
HEMS機器		
太陽光発電システム		
高断熱外皮	100,000	100,000
ZEH+の追加補助額 ※		0
合計		100,000

※ 該当する場合は、一律100,000

別表9 第12号様式別紙2 (第17条関係)

補助事業に係る支出の証明

提出日

年 月 日

氏名※1 ()

(※1 申請者の氏名を記載すること。)

金額※2 ¥ 円

(※2 建物の工事代金(税抜き価格))

上記金額のうち、補助対象経費(税抜き価格)

HEMS機器 ¥ 円

太陽光発電システム ¥ 円

上記の金額正に確認を致しました。

入金確認日

年 月 日

会社名・支店又は営業所名

住所

代表者名・印

別表9 第12号様式別紙3

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金仕様変更報告書

年 月 日

申請者 氏 名
(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由

別表9 第13号様式（第16条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付決定通知（ 年 月 日付け 第 号）により交付決定した補助金については、 年 月 日付けで提出された神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

別表9 第14号様式（第17条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金に係る補助事業により取得した財産について、下記理由により処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 処分等の理由

別表9 第15号様式（第17条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金
財産処分等承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認することとしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第3項の規定により通知します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 承認の条件

- ・処分等が完了した場合は、速やかに別紙の報告書、処分等の完了を証する書類の写し及び売却金額がわかる書類の写しを提出すること。
 - ・処分等の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。
- ※承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

別表9 第16号様式（第17条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金
財産処分等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第3項の規定により通知します。

（承認しない理由）